

指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱いについて

1 概要

介護保険サービス事業者の指定については、6年ごとに更新が必要となります。

令和6年4月の介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けることが可能となりますが、既に居宅介護支援の指定を受けている事業者が介護予防支援の指定を受ける場合、居宅介護支援とは指定の有効期間が異なりますので、それぞれの指定の有効期間満了日ごとに更新申請が必要となります。

本市では、同一事業所で居宅介護支援及び介護予防支援の指定を受け、それぞれの指定有効期限が異なっている場合、同時に指定更新申請を行うことで、更新後の指定有効期限を合わせることができるとします。

なお、この取扱いは手続きなどに係る事務負担の軽減を目的とするもので、必須ではありません。有効期限を合わせない場合は、サービスごとに指定更新申請の手続きを行ってください。

2 手続き方法

指定更新申請に必要な書類に加え、別紙「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書」を提出してください。

例：同時に指定更新申請をする場合

	R5.8.1	R6.8.1	R7.8.1	R8.8.1	R9.8.1	R10.8.1	R11.8.1	(中略)	R17.8.1
居宅介護支援	指定						更新		更新
介護予防支援		指定					更新		更新

- ・先に指定を受けている居宅介護支援に合わせ、介護予防支援は有効期限満了を待たずに更新
- ・次回以降6年ごとに同時更新

担 当 介護保険係
電 話 052-400-2911